

平成20年7月30日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 竹内 功 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会 長 岩 井 和 由

「死者に関する個人情報の取扱い」について（答申）

平成20年6月19日付発鳥後期高齢総第54号にて諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 審査会の結論

現行条例のとおり、死者に関する個人情報は「個人情報」に含まれるものであるが、個人情報保護条例第13条に規定する開示請求権については遺族等に認めることはできない。しかし、医療分野において死者の個人情報の開示が進んでいる現状に配慮し、死者に関する診療報酬明細書等の開示については、個人情報保護条例第8条第2項（個人情報保護条例第8条第1項第6号（実施機関が審査会の意見を聴いた上で特に必要があると認めるとき）に該当する場合）に規定する目的外提供として、遺族等に提供することを、当審査会にて審議した結果、認めることとした。今後、死者に関する診療報酬明細書等の提供する場合においては、提供できる遺族の範囲、手続き等を規定した要領等を作成し、その要領にしたがって適正に運用していくことが必要である。

2. 認められる理由

国の「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」においては、個人情報の対象を生存する個人に関する情報に限定しているが、当広域連合の条例では、死者に関する情報を個人情報の対象から除いてはいない。これは、死者についても人権は守られるべきであり、漏えい・滅失又はき損等の防止のため、生存者と同等の安全管理措置を講ずるべきであると考えからである。

ところが、開示請求をすることができる情報は「自己に関する保有個人情報」に限られており、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族であっても開示を請求す

ることはできない。この原則により、死者に関する個人情報については、遺族等が開示請求することはできない。これは、個人情報保護条例の目的が、個人情報に対する個人の主体的な関わりを確保することにより、当該個人情報に係る本人の権利利益を保護することであり、遺族等を含めた第三者の権利利益を保護することを意図しているものではないからである。

しかしながら、医療や福祉の分野では、既に死者に関する情報の遺族への開示が進展している。厚生労働省は、ガイドライン及び保険局長通知のなかで、死者の診療報酬明細書等の情報について、被保険者等であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合には、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、一定の留意を図った上で、開示しても差し支えないとしており、県内市町村をはじめとする各自治体でも、死者に関する情報（レセプト）の遺族等への開示が進展している。

このような状況を踏まえ、当広域連合における死者に関する診療報酬明細書等の開示については、個人情報保護条例第8条第2項（個人情報保護条例第8条第1項第6号（実施機関が審査会の意見を聴いた上で特に必要があると認めるとき）に該当する場合）に規定する個人情報の目的外提供として提供することを、当審査会として認めることとした。なお、死者に関する診療報酬明細書等を遺族等に提供する場合については、提供できる遺族の範囲、手続き等を規定した要領等を作成し、その要領にしたがって適正に取扱っていかなければならないと考える。